

岩手県監査委員告示第23号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第8号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立花泉高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年11月12日

イ 本監査実施日 平成27年12月24日

（3） 監査結果の公表の日 平成28年2月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県立学校授業料の徴収に当たり、減額調定をしていないものが1件、99,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	減額調定をしていないものについては、平成27年11月16日に減額調定を行った。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立大東高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年11月10日

イ 本監査実施日 平成27年12月24日

（3） 監査結果の公表の日 平成28年2月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理については、平成27年11月19日に備品管理一覧表を整理した。 今後は、備品管理一覧表と現況の照合を徹底し、再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 岩手県立福岡高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年10月22日

イ 本監査実施日 平成27年12月11日

（3） 監査結果の公表の日 平成28年2月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 勤勉手当の支給に当たり、支給すべきでない者に支給しているものが2件、121,163円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 支給すべきでない者に支給していた勤勉手当の2件については、平成27年11月9日及び平成27年11月12日に返納した。

イ 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。

今後は、チェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

イ 物品の管理については、平成27年10月29日に備品管理一覧表を整理した。

今後は、備品管理一覧表と現況の照合を徹底し、再発防止に努めることとした。